

金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告の概要

企画市場局 市場課 課長補佐（総括） 染川 貴志

課長補佐 富永 三友紀

課長補佐 竹岡 直紘

金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」（座長：森下哲朗 上智大学法学部教授）は、2025年12月に報告をとりまとめました¹。本稿ではその経緯と主なポイントについてご紹介いたします。

1. 経緯

暗号資産については、現在、決済手段の観点から資金決済に関する法律（以下「資金決済法」）において規制されていますが、足下では、暗号資産の投資対象化が進展しています。こうした状況を踏まえ、金融庁は、暗号資産に関する制度の検証を実施し、2025年4月にその結果をディスカッション・ペーパーとして公表しました²。その中では、国内外の利用者において暗号資産が投資対象として位置付けられており、詐欺的な投資勧誘等も行われている状況に鑑み、利用者保護のための更なる環境整備を行う必要性が指摘されています。こうした背景を踏まえ、ワーキング・グループでは、同年7月以降6回にわたり、暗号資産を巡る制度のあり方について審議を重ねてきました。

2. 暗号資産を巡る喫緊の課題

暗号資産の投資対象化が進展している中で、本報告においては、次のような暗号資産を巡る喫緊の課題が指摘されています。

具体的には、①情報提供の充実、②適正な取引の確保・無登録業者への対応、③投資アドバイス等に係る不適切行為への対応、④価格形成・取引の公正性の確保、⑤セキュリティの確保といった課題が挙げられており、利用者保護と取引環境整備の観点から更なる対応が求められています。

3. 規制見直しの概要

（1）規制見直しの趣旨

今回の規制見直しは、暗号資産の特性に応じた金融商品としての規制を整備することにより、利用者保護の充実を図るもので、暗号資産投資についてお墨付きを与えるものではないことはワーキング・グループの報告書で明確にされています。

（2）根拠法令の見直し

2. に挙げられている課題は、伝統的に金融商品取引法（以下「金商法」）が対処してきた問題と親和性があると考えられることから、暗号資産の規制法を資金決済法から金商法に変更することが適当とされました。その上で、暗号資産を有価証券とは異なる金融商品として金商法に位置づけることが適当とされました。

なお、金商法で規制対象とする暗号資産の範囲については、現行の資金決済法上の暗号資産

¹ 金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告の公表について
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20251210.html

² 「暗号資産に関する制度のあり方等の検証」ディスカッション・ペーパーの公表について
https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250410_2/crypto_dp.html

とすることが適當とされました。現行法上暗号資産に該当しないNFT（Non-Fungible Token）やステーブルコインは本規制見直しの対象外となります。

（3）情報提供規制

暗号資産の利用者に対し取引判断等にとって必要な情報が提供されることが重要であることから、発行者のいる暗号資産（中央集権型暗号資産）については、当該者が資金調達を行う場合に情報提供義務を課すべきであり、また、発行者による資金調達を伴わない場合や発行者のいない暗号資産については、暗号資産交換業者に情報提供義務を課すことが適當とされました。

情報提供の具体的な内容としては、暗号資産の性質・機能や供給量、基盤技術、付随する権利義務、内在するリスク等が考えられ、さらに中央集権型暗号資産については、発行者の情報、調達資金の用途、対象プロジェクトに関する情報等も提供すべきとされました。

さらに、上述の情報提供に加え、継続情報提供として、暗号資産の取引判断に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の適時情報提供等の義務を課すべきとされました。

その上で、情報の正確性の確保や利用者保護の観点から、情報の虚偽記載や不提供への罰則・民事責任・課徴金の規定を整備するとともに、暗号資産交換業者および自主規制機関によるチェック機能の強化を図るべきとされました。

このほか、中央集権型暗号資産の発行者による資金調達について、監査法人の財務監査が行われていない場合には、利用者の投資上限を設けることが適當とされました。

（4）業規制

暗号資産の売買等を業として行う場合、基本的に第一種金融商品取引業に適用される規制と同様の規制を適用し、現行の資金決済法上の安全管理措置（原則コールドウォレット等での管理）等に関する規制については、金商法に同様の規制を新たに設けることが適當とされました。

また、無登録業者による違法な勧誘を抑止するため、無登録業者への罰則の引上げ、裁判所による緊急差止命令の対象とし、証券取引等監視委員会による同命令の申立て権限やそのための調査権限の整備など、より厳格な枠組みを設けるべきとされました。

さらに、暗号資産を投資対象とする投資運用行為や投資助言行為を規制対象とすべきとされました。

このほか、暗号資産が詐欺的な投資勧誘の支払手段として利用されることを未然に防止する措置として、新規口座開設直後にはアンホストッド・ウォレット（事業者が管理していない口座）へ暗号資産を移転できない等の一定の熟慮期間を設ける等の対応を暗号資産交換業者に求めることが適當とされました。

個別の規制として、例えば、業務管理体制については、暗号資産交換業者に対して、取り扱う暗号資産の審査体制、顧客適合性確保のための確認体制、売買審査体制等を強化すべきとされました。

また、利用者財産の管理については、近年の不正流出事案の手口の巧妙化に対応するため、サプライチェーン全体を含めたより包括的なセキュリティ対策を強化すべきとされました。併せて、委託先へのサイバー攻撃により不正流出が生じた事案を踏まえ、暗号資産の管理を行うための重要なシステムの提供者に対する規制（事前届出、システムの安全性確保義務等）を導入すべきとされました。

さらに、不正流出事案が生じた場合の顧客への補償原資として責任準備金の積立てを求めるべきとされました。

なお、いわゆるDEX（分散型取引所：Decentralized Exchange）については、今後、各国の規制やその運用動向も注視しながら、技術的性質に合わせた過不足のない規制のあり方について継続して検討を行うことが適當とされました。

(5) 不公正取引規制

現行の金商法では、暗号資産についても、有価証券と同様、不正行為の禁止に関する一般規則や偽計・相場操縦行為等の禁止規制が整備されているものの、インサイダー取引を直接規制する規定は設けられていません。今回の規制見直しでは、国際的な情勢も踏まえ、取引の公正を確保する観点から、暗号資産のインサイダー取引規制を整備すべきとされました。

また、インサイダー取引を含む暗号資産の不公正取引について、証券取引等監視委員会の犯則調査権限や課徴金制度を創設すべきとされま

した。

さらに、不公正取引規制に対する実効的なエンフォースメントのため、暗号資産交換業者による売買審査や、自主規制機関・証券取引等監視委員会による市場監視体制の強化・整備を図ることが適当とされました。

4. おわりに

本報告書は、今後、金融審議会総会・金融分科会において報告される予定です。金融庁として、本報告の提言を踏まえ、必要な制度整備等を進めてまいります。

金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告の概要

□ 暗号資産は、現在決済手段の観点から資金決済法で規制されているが、足下では投資対象化が進展

(注)国内のアンケート調査によると、投資経験者の暗号資産保有者割合はFX取引や社債等よりも高い。また、利用者の取引動機のほとんど(87%)は長期的な値上がりを期待したもの

暗号資産を
巡る喫緊の
課題

- ・ **情報提供の充実** (暗号資産発行時のホワイトペーパー(説明資料)等の記載内容が不明確であったり、記載内容と実際のコードに差があることが多いとの指摘)
- ・ **適正な取引の確保・無登録業者への対応** (金融庁等に詐欺的な勧誘の相談が多数)
- ・ **投資アドバイス等に係る不適切行為への対応** (投資セミナー やオンラインサロン 等による詐欺的な行為が疑われる事例も発生)
- ・ **価格形成・取引の公正性の確保** (インサイダー取引規制に関するIOSCO(証券監督者国際機構)の勧告や欧州等での法制化)
- ・ **セキュリティの確保** (サイバー攻撃を受けて暗号資産が流出する事案が継続して発生)

□ 上記課題に対応するため暗号資産の特性に応じた金融商品としての規制を整備することにより、利用者保護の充実を図る (暗号資産投資についてお墨付きを与えるものではない)

規制見直しの概要

1. 根拠法令の見直し

□ 暗号資産の規制法を資金決済法から金商法へ変更

(注)現行法の暗号資産の範囲は維持(暗号資産に該当しないNFT (Non-Fungible Token, 主にゲームやアート等のデジタルコンテンツで利用されている) やステーブルコインは本見直しの対象外)

□ 有価証券とは異なる金融商品として金商法に位置付け

2. 情報提供規制

□ 発行者がいる暗号資産については、当該者が資金調達を行う場合に情報提供義務を課す

□ 発行者の資金調達を伴わない場合や発行者のいない暗号資産については、暗号資産交換業者に情報提供義務を課す

3. 業規制

- 基本的に第一種金融商品取引業に相当する規制を適用
- サプライチェーン全体のセキュリティ対策の高度化等を通じ、利用者財産の管理を強化
- 無登録業者への罰則引上げ等を行うとともに、投資運用行為や投資助言行為も規制対象に

4. 不公正取引規制

- インサイダー取引規制を創設
- 証券監視委の犯則調査権限や課徴金制度を創設